

仕 様 書

台帳No.
道路河川建設課

業務名	令和7年度 彦島福浦町25号線道路改良工事に係るアスベスト含有分析調査業務
-----	---------------------------------------

下 関 市

仕 様 書

道路河川建設課

	部次長(課長)	課長補佐	課長補佐(係長)	主任	検算	設計者

年 度	令 和 7 年 度	場 所	下 関 市 彦 島 福 浦 町 二 丁 目
-----	-----------	-----	-----------------------

業 務 名	令 和 7 年 度 彦 島 福 浦 町 25 号 線 道 路 改 良 工 事 に 係 る ア ス ベ ス ト 含 有 分 析 調 査 業 務
-------	--

業 務 概 要	
	調査業務 一式
	分析業務 一式

履 行 期 間	令 和 年 月 日 から 令 和 7 年 8 月 29 日 まで
---------	----------------------------------

設計金額 <small>(元設計金額)</small>	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
変更設計額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
精算見込額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

設 計 用 紙

下 関 市

仕 様 書

業 務 名：令和 7 年度

彦島福浦町 25 号線道路改良工事に係るアスベスト含有分析調査業務

実施場所：下関市彦島福浦町二丁目

1. 共 通

(1) 本業務の履行にあたっては、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」の最新版に準じて実施しなければならない。なお、不明な点については事前に監督職員と協議し、承認を得るものとする。

(2) 提出書類

- ・契約締結後、工程表、業務における管理技術者及び照査技術者届
- ・業務着手前に業務計画書
また、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出すること。
- ・分析調査後における報告書（速報）
- ・工期末までに完成報告書（業務写真、分析結果報告書）及び電子データ、その他監督職員の指示するもの。

(3) 労働環境改善の取組み

- ・業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取組むものとする。
- ・今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。

2. 業 務 内 容

(1) 業務対象箇所

- ・別紙 2 「調査箇所」のとおり

(2) 試料採取

- ・試料の採取は、JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。
- ・本試料採取にあたっては、所要の防護対策を講じること。
- ・本試料採取にあたっては、周囲へ石綿粉じん等が飛散しないよう粉じん飛散防止材を噴霧する、採取個所に硬化剤を噴霧する等適切な措置を講ずること。
- ・本試料採取には安全対策として 2 名以上で作業を行うこととし、現場での専門的な判断を要するため、採取者の内 1 名は必ず「建築物石綿含有建材調査者」とする。

(3) 分析

- ・アスベスト含有率の分析方法は、JIS A 1481-1 に基づく定性分析及び簡易定量分析を行うこと。

(4) 分析結果の報告・整理

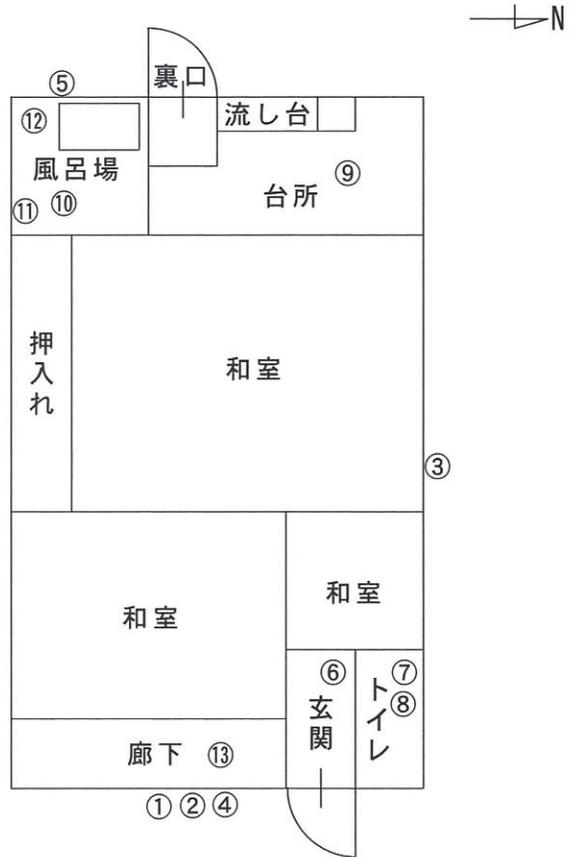
- ・分析結果の速報を、分析調査後、速やかに監督職員へ報告すること。
- ・分析結果報告書を作成し、アスベスト検出の有無等、判定結果を整理すること。

(5) 受注者は、次の事項に留意の上業務を行うこと。

- ・業務実施にあたっては、労働安全衛生規則等の関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
- ・業務受注後、速やかに現地調査を行い、早期着手、完了に努めること。
- ・業務箇所における事故および災害防止の措置を確実に講ずること。
- ・事故または災害が発生した場合は、最善の応急処置を講ずると共に、直ちに監督職員および関係官公署に報告しなければならない。
- ・業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
- ・業務中の立会検査は、監督職員の指示によるものとする。
- ・試料採取箇所は監督職員と協議し決定すること。
- ・試料採取は必要最低限の範囲とし、補修はスプレーのり等を吹付け、飛散防止処置を図ることとする。
- ・業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- ・業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4「下関市暴力団排除条例」による措置に係る特記事項のとおりとする。
- ・業務実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。（別紙5）

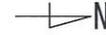
3. その他

- ・仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、決定すること。
- ・成果品の所有権及び著作権等の権利については、全て市に帰属するものとし、市の承諾なしに使用及び公表してはならない。



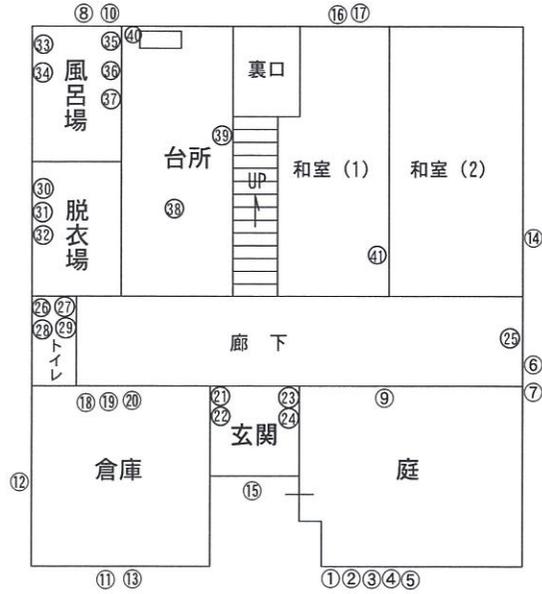
建材一覧表

①	(外部) 外壁 サイディング・塗材
②	(外部) 軒天 ケイカル板
③	(外部) 屋根 セメント瓦
④	(外部) サッシ廻り シーリング
⑤	(外部) 配管保温材
⑥	(玄関) 天井 ボード
⑦	(トイレ) 床 クッションフロア
⑧	(トイレ) 天井 クロス
⑨	(台所) 天井 ボード
⑩	(風呂場) 床 タイル
⑪	(風呂場) 壁 塗材
⑫	(風呂場) 浴槽廻り モルタル
⑬	(廊下) 天井 クロス



建材一覧表

①	(外部) 外壁 サイディング・塗材
②	(外部) サッシ廻り シーリング
③	(外部) 腰壁 モルタル
④	(外部) ブロック目地部 モルタル
⑤	(外部) 配管保温材
⑥	(裏口) 流し台 (底盤) タイル
⑦	(裏口) 流し台 (側面) タイル
⑧	(玄関1) 床 タイル
⑨	(玄関1) 天井 ボード
⑩	(和室1) 床の間 壁 聚楽
⑪	(東側廊下) 天井 ボード
⑫	(台所) 壁 クロス
⑬	(台所) 天井 ジプトーン
⑭	(台所) 床 フローリング
⑮	(風呂場) 床 タイル
⑯	(風呂場) 壁 タイル
⑰	(トイレ) 天井 ボード
⑱	(トイレ) 巾木
⑲	(玄関2) 天井 ボード



建材一覧表 (外部)

①	塀	タイル (茶)
②	塀	吹付塗材
③	塀	レンガ 目地部モルタル
④	塀	腰壁 石質タイル
⑤	塀	笠木 塗材 (茶)
⑥	建屋	外壁 サイディング・塗材
⑦	建屋	腰壁 塗材 (グレー)
⑧	建屋	腰壁 モルタル
⑨	建屋	外壁 (軒下) 塗材
⑩	建屋	コンクリートブロック目地部 モルタル
⑪	倉庫	外壁 吹付塗材 (ベージュ)
⑫	倉庫	外壁 (南側) 吹付塗材 (白)
⑬	倉庫	軒天 ケイカル板
⑭	軒天 (1階出窓部)	ケイカル板
⑮	玄関 (外部)	土間目地部 モルタル
⑯	裏口 (外部)	流し台 タイル (底盤)
⑰	裏口 (外部)	流し台 タイル (側面)

建材一覧表 (1階・2階)

⑱	倉庫	内壁 サイディング
⑲	倉庫	内壁 モルタル
⑳	倉庫	内壁 ケイカル板
㉑	玄関	壁 クロス (黒)
㉒	玄関	天井 ボード
㉓	玄関	床 タイル
㉔	玄関	壁 クロス (白)
㉕	廊下	壁 クロス
㉖	トイレ	床 タイル
㉗	トイレ	天井 クロス
㉘	トイレ	腰壁 タイル
㉙	トイレ	壁 聚楽
㉚	脱衣室	床 クッションフロア
㉛	脱衣室	腰壁 タイル
㉜	脱衣室	天井 クロス
㉝	風呂場	床 タイル
㉞	風呂場	腰壁 タイル (青)
㉟	風呂場	壁 タイル (茶)
㊱	風呂場	壁 塗材 (青)
㊲	風呂場	天井 ボード
㊳	台所	壁 クロス
㊴	台所	天井 ジブトーン
㊵	台所	壁 タイル
㊶	和室 (1)	壁 聚楽
㊷	階段室	壁 聚楽
㊸	2階 洋室 (1)	天井 ボード
㊹	2階 和室 (3)	壁 聚楽
㊺	2階 洋室 (3)	天井 クロス



特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行

為をしてはならない。

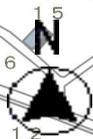
(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

位置図



業務箇所



彦島福浦町 2

彦島福浦町 3

彦島角倉町 1

彦島角倉町 2

彦島塩浜町 1

福浦町 1

福浦口

光福寺

康楽寺

塩谷公園

清永内科

江浦小

下田整形外科

西中国信金

2ビルク

玉置歯科

園田内科胃腸科

縮尺 1 : 5000

